

ミャンマー：著作権法 2023 年 10 月に施行予定

概略

2023 年 8 月 7 日、ミャンマー知的財産局（「MIPD」）は、2019 年著作権法（「著作権法」）を 2023 年 10 月に施行すると発表した。

背景

2019 年に著作権法、商標法、工業意匠法、特許法はそれぞれ成立された。しかしながら、現在は商標法のみ施行（2023 年 4 月 1 日）されている。

2023 年 8 月 7 日、MIPD は、著作権法が 2023 年 10 月に施行予定であり、対応する規則が順次発行されると発表した。著作権法は、100 年以上前に制定された現行の 1914 年著作権法を撤廃するものである。

重要なポイント

著作権法は、ミャンマーにおける著作権保護の新時代の到来を告げるものであり、ミャンマーは現代の需要に対応した著作物保護のための機能的な枠組みの確立に努めている。

著作権法の主な特徴は、外国著作物の保護であり、創作物がミャンマー国内で出版された場合、またはミャンマー国民によって創作された場合にのみ保護されるという現在の立場からの転換を意味する。現行のミャンマー著作権制度のもとで外国企業が作品の保護を求める場合、大きな課題となっていた。

著作権法施行後には、ミャンマーで最初に出版された作品、または他国で出版された場合においても外国での最初の出版から 30 日以内にミャンマーで出版された作品については、著作者の国籍や常居所に関係なく、著作権保護が認められることになる（著作権法第 7 条（適用範囲）参照）。これにより、外国の権利者がミャンマーで著作権やその他関連権を行使する道が開かれる。

ミャンマーにおける著作権制度の近代化の動きは、著作権法に以下のような新しい概念が導入されたことから見て取れる：

- コンピュータ・プログラムは、文学的あるいは芸術的著作物として保護される（著作権法第 13 条参照）、

Contact Information

Andy Leck
Principal
Singapore
andy.leck@bakermckenzie.com

Kyi Nyein Chan
Legal Manager
Myanmar
kyinyein.chan@bakermckenzie.com

Aye Thazin Myo
Intellectual Property Specialist
Myanmar
ayethazin.myo@bakermckenzie.com

日本語でのお問い合わせは：

Yoko Inoue（井上 洋子）
Yoko.inoue@bakermckenzie.com



- 著作権者の経済的権利と著作者人格権は区別され(著作権法第 10 条(経済的権利と著作者人格権)参照)、帰属権や完全性保持権といった著作者人格権は法的に保護される、
- 著作権法第 19 条は、著作権または関連権利に関連する権利者のために行動する権限を付与される集団管理団体の形成を規定、さらに
- 世界的なデジタル化の進展に伴い、デジタル著作権管理情報の不正な削除や改ざん、技術的保護手段の回避は、著作権法第 15 条により厳しく禁止される。

著作権法により、さまざまな権利の保護期間も国際的な基準や慣行に沿ったものとなる。例えば、文学的または美術的著作物の著作権は、著作者の終身及び死後 50 年間存続し、応用美術の著作物は、著作物の製作から 25 年間保護される(著作権法第 9 条(著作権の存続期間)参照)。また、著作者人格権は、著作物の著作者に終生存続する。

新しい著作権法は、著作権の任意登録制度も規定している(著作権法第 16 条(著作権または関連権利の登録)参照)。これにより、著作者または著作権の所有者が、当該権利の「十分な証拠を得るため」当該著作物を登録できるようになった。しかしながら、これは登録なしに著作権保護が自動的に生じるという事実を変更するものではない。

違反行為

現行法と同様、新著作権法の下、民事および刑事上の著作権侵害訴訟も可能となる。

新著作権法は、権利者の同意を得ずに著作物を複製、公衆に伝達または頒布すること、商業目的で侵害品を所持および/または輸入することは犯罪であると規定している(著作権法第 23 条(犯罪および罰則)参照)。これらの犯罪には、3 年以下の禁固刑、および/または 100 万 MMK(約 660 米ドル)の罰金が科される。再犯者には、最高 10 年の禁固刑と最高 1,000 万 MMK(約 6,600 米ドル)の罰金が科されることになる。これらの罰則は現行制度から大幅に引き上げられるものである。

新著作権法は、第 12 条(経済的権利の制限と例外)の下で、著作権侵害に対するさまざまな抗弁も規定している。これらの法定「公正使用」の抗弁には、特に、時事問題の報道、研究、教育、私的研究など非営利目的の図書館による文学的・芸術的著作物の複製、コンピュータプログラムの個人使用のためのバックアップとしての複製などが含まれる。

重要事項

新著作権法は、ミャンマーの著作権制度を国際基準に沿ったものにし、文学・芸術作品、実演家、レコード製作者や放送事業者の権利の保護水準を向上させようとしている。



ミャンマーの著作権環境の近代化は、新たに設立された知的財産裁判所(第 22 条参照)と関税局(第 21 条参照)に付与された執行権限の強化によっても支えられる。権利者は、施行予定の新著作権法に備え、ミャンマーにおける現在および将来の著作物を検討、外国の著作物を含め、著作物が保護の対象となり得るかどうかを理解する必要がある。権利所有者は、権利の証拠を確立するために、著作権の所有権を自主的に登録申請する準備をすることを推奨する。

私共は、引き続きミャンマーの新著作権法の動向を注視して参ります。新著作権制度等に関してご質問がございましたら、なんなりとご連絡ください。
